

# 珠洲市総合病院 改革プラン2021



～市民の安心を支える医療の提供を目指して～

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第Ⅰ章 総論                           |    |
| 1. 策定の趣旨                         | 1  |
| 2. 対象期間                          | 1  |
| 第Ⅱ章 医療圏域と病院の状況                   |    |
| 1. 外部状況                          | 2  |
| 2. 内部状況                          | 4  |
| 第Ⅲ章 医療機関相互の機能分担と連携               |    |
| 1. 疾病対策別等の医療連携体制の充実              | 7  |
| 2. 個別事業への対応                      | 8  |
| 第Ⅳ章 経営改善の視点                      |    |
| 1. 一般会計負担の考え方                    | 11 |
| 2. 経営の効率化                        | 11 |
| 3. 経営改善の取り組みの概要                  | 12 |
| 4. 働き方改革                         | 13 |
| 第Ⅴ章 再編・ネットワーク化の視点                |    |
| 1. 能登北部医療圏域内における再編・ネットワーク化の方向性   | 14 |
| 第Ⅵ章 経営形態の見直しの視点                  |    |
| 1. 経営形態の見直しの検討                   | 15 |
| 第Ⅶ章 医療・介護連携の必要性和地域包括ケアシステムの中での役割 |    |
| 1. 地域包括ケアシステムの中での病院の役割           | 16 |
| 第Ⅷ章 点検・評価・公表                     | 16 |
| 参考資料                             |    |
| 1. 収支計画                          | 17 |

## 第Ⅰ章 総論

### 1. 策定の趣旨

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の推進のための重要な役割を果たしているが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が厳しい状況であったため、国は平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」を、平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を示し、病院事業を設置する地方公共団体に対して公立病院改革プランを策定するよう要請した。珠洲市においてもこれらに基づき、「珠洲市総合病院改革プラン」及び「珠洲市総合病院改革プラン2016」を策定し、経営改善や地域医療構想の推進に取り組んできた。

しかしながら、珠洲市が属する能登北部医療圏においても、依然として医師や看護師等医療職の不足が続いており、医療職の確保は継続的な課題となっている。また、過疎化、少子高齢化が急速に進む中で、患者数の大幅な減少や、変異を繰り返しながら世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、医療環境は大きく変化しており、今後もさらに厳しい経営状況が見込まれる。

また、珠洲市は平成30年6月に「SDGs 未来都市」に選定されており、SDGsの17の目標のうちの「3. すべての人に健康と福祉を」の達成も目指している。

このようなことから、継続して安定した医療の提供には、健全な事業運営が不可欠なため、前プランを見直し、珠洲市総合病院改革プラン2021を策定するものである。

### 2. 対象期間

本プランの対象期間は令和7年（2025）年度までとする。

ただし、医療制度や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う場合がある。

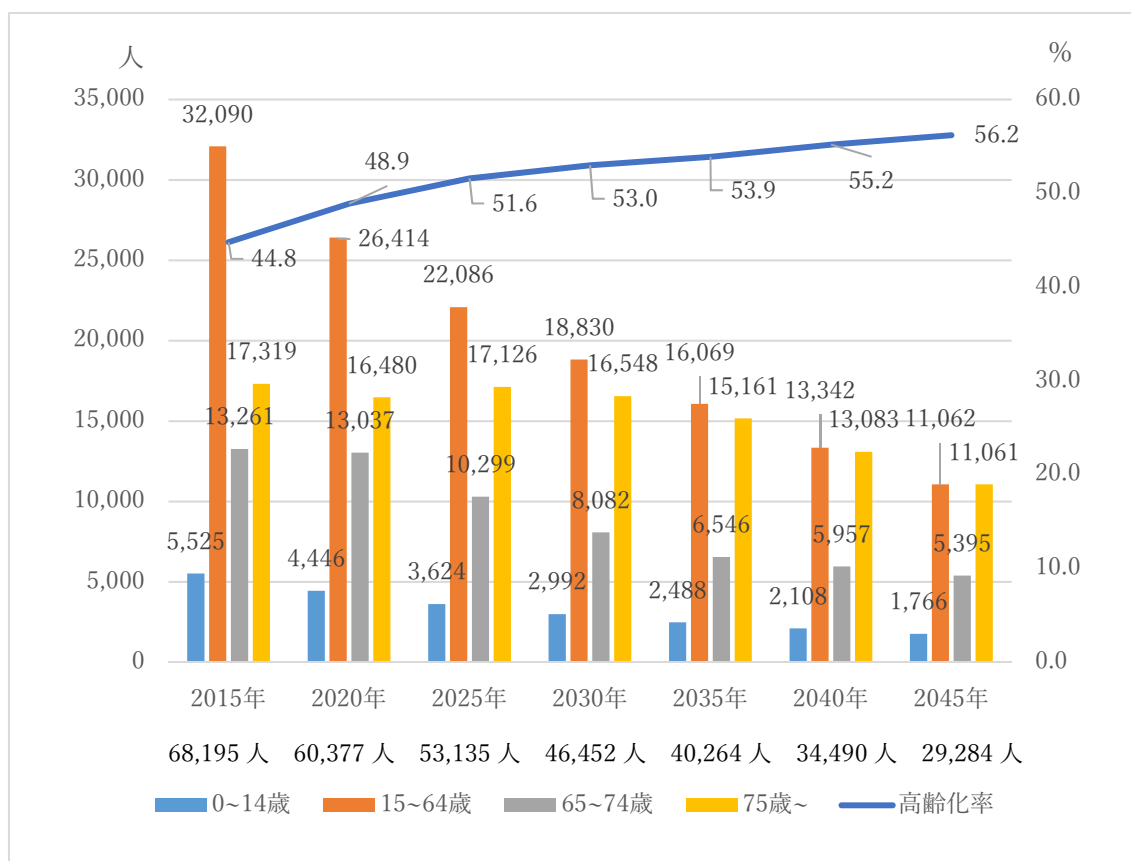
## 第Ⅱ章 医療圏域と病院の状況

### 1. 外部状況

#### (1) 将来的な人口の推移

##### ア 能登北部医療圏（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）

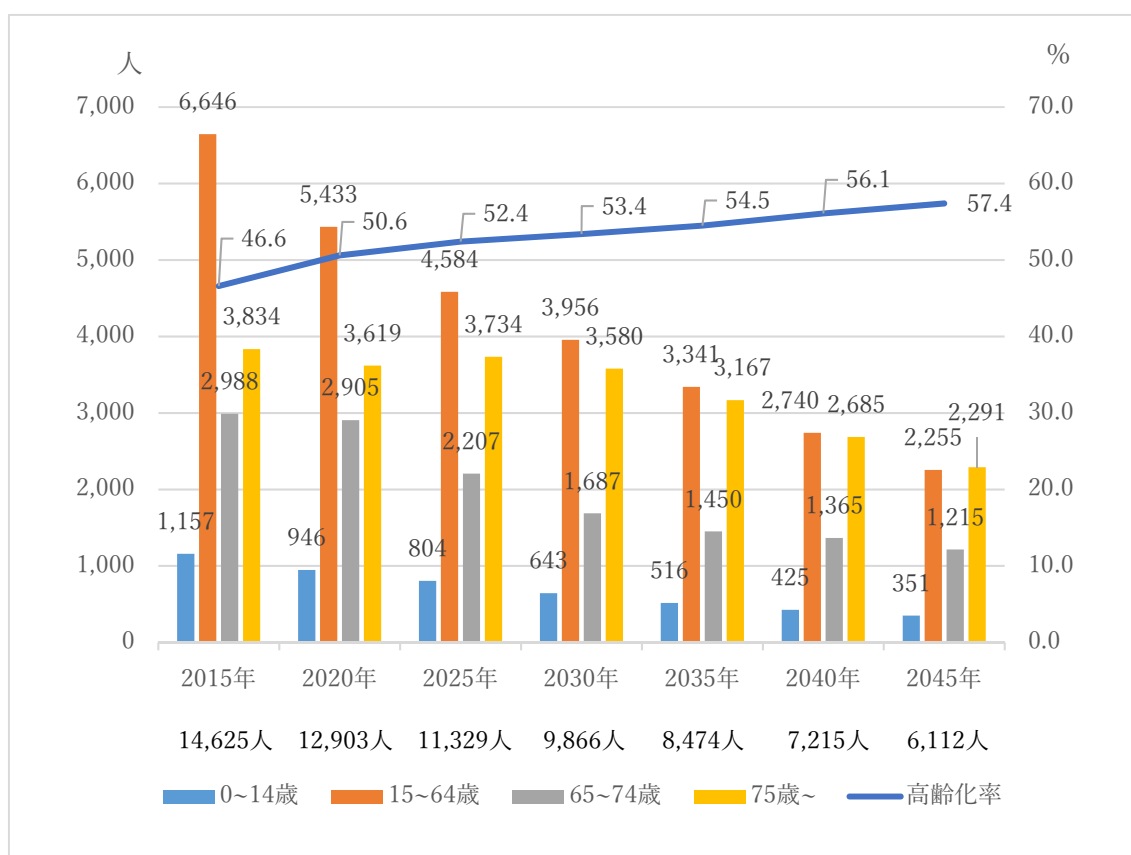
能登北部医療圏（以下「医療圏」という。）の人口は、平成27年（2015年）時点では約68,000人から徐々に減少していき、令和7年（2025年）には約53,000人になると見込まれている。人口の減少に伴い、高齢化率（65歳以上の割合。以下も同じ。）も上昇を続け、令和7年（2025年）には50%を超えることが見込まれる。



※出典：国立社会保障人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）

## イ 珠洲市

本市の人口も能登北部医療圏と同様に減少し、令和12年（2030年）には10,000人を下回ることが見込まれる。高齢化率は、令和2年（2020年）には既に50%を超えており、医療圏全体と比較すると、ほぼ同様の傾向となっている。



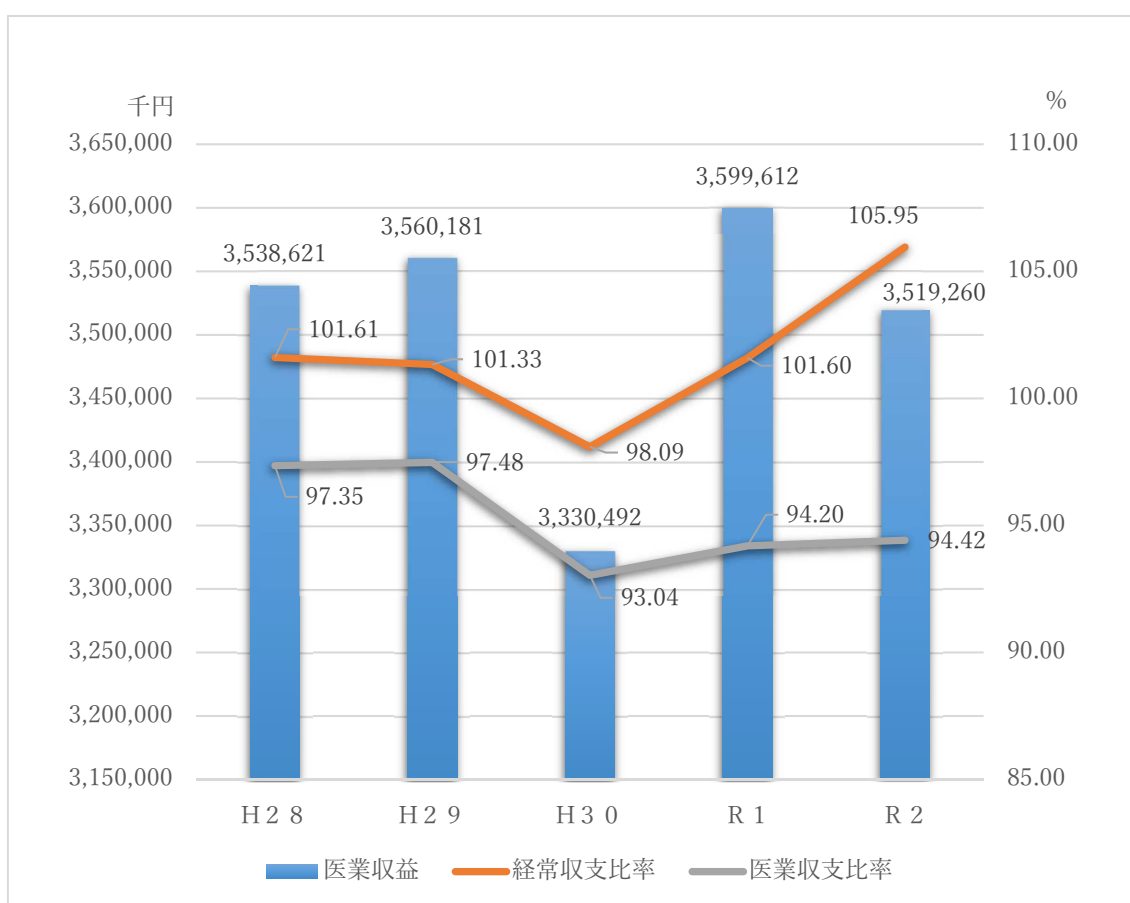
※出典：国立社会保障人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）

## 2. 内部状況

### (1) 経営状況

#### ア 当院の経営状況

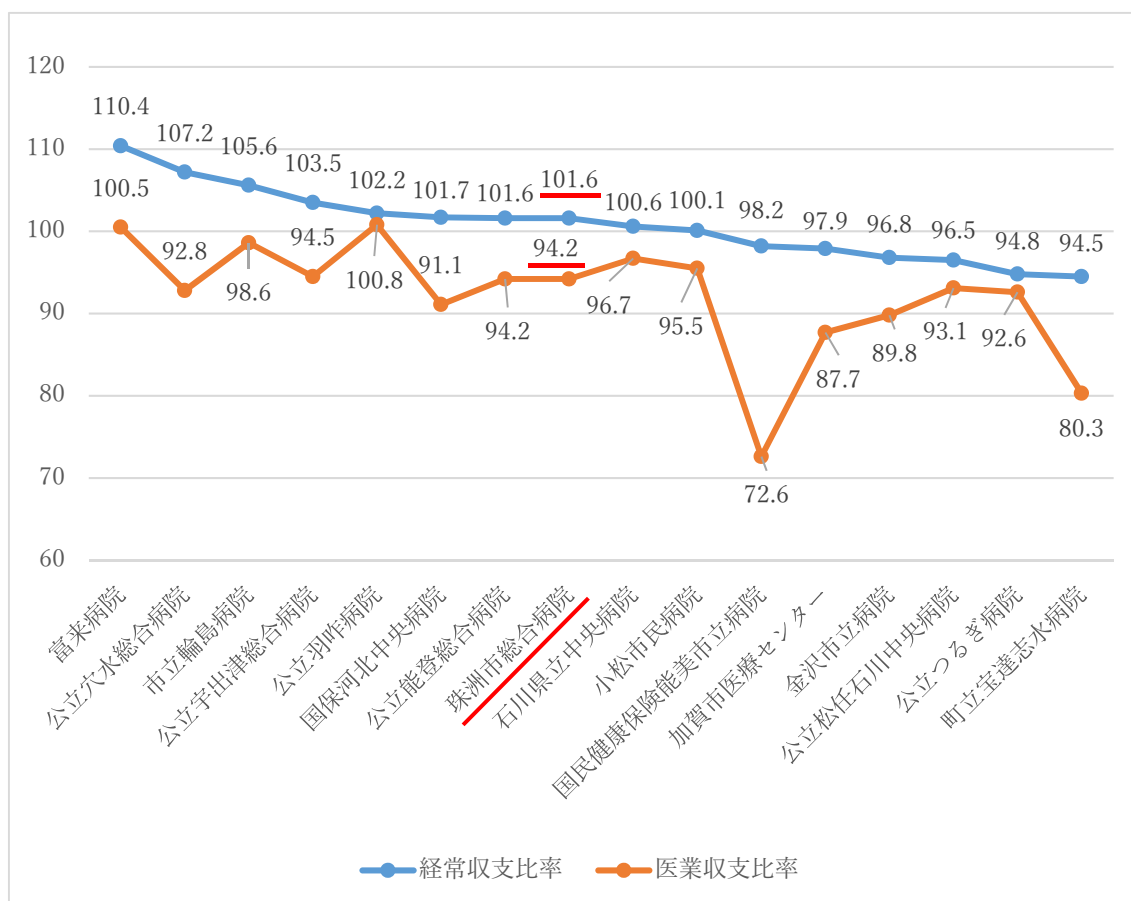
当院は、平成30年度に経常収支比率が100%を下回ったが、それ以外の年度では100%を上回っており概ね健全な経営を行っている。



※病院年報 (H28～R2)

## イ 石川県内の公立病院との比較

石川県内の公立病院と経営状況を比較すると、令和元年度決算における経常収支比率は、101.6%で、第7番目となっている。また、医業収支比率は94.2%で、第7番目となっている。



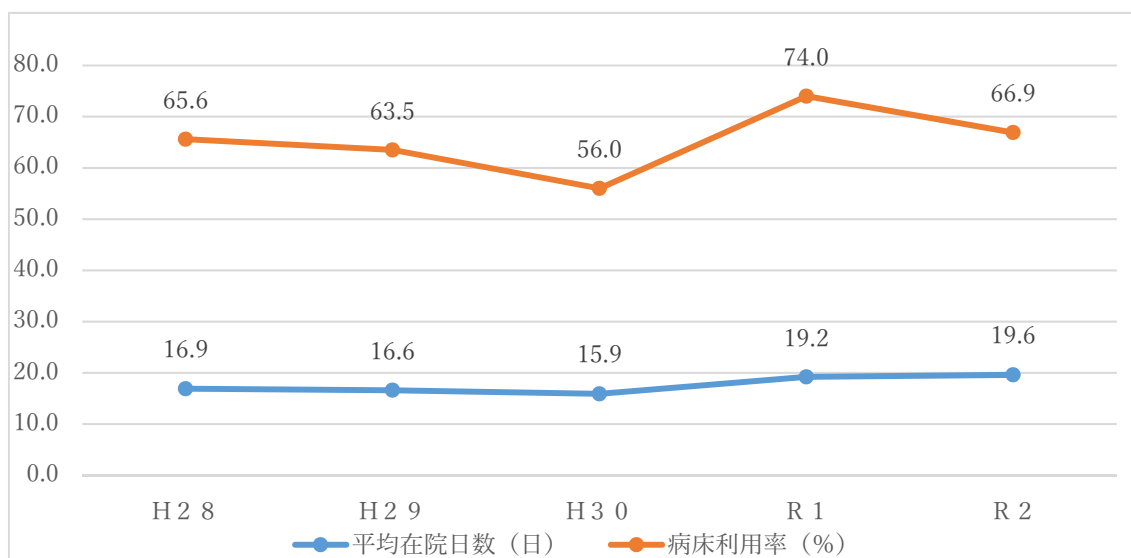
※令和元年 公営企業年鑑

## (2) 患者の状況

### ア 入院患者の状況

当院の入院患者の状況をみると、直近の5年間では、病床利用率が平均で65%前後と低い水準で推移している。

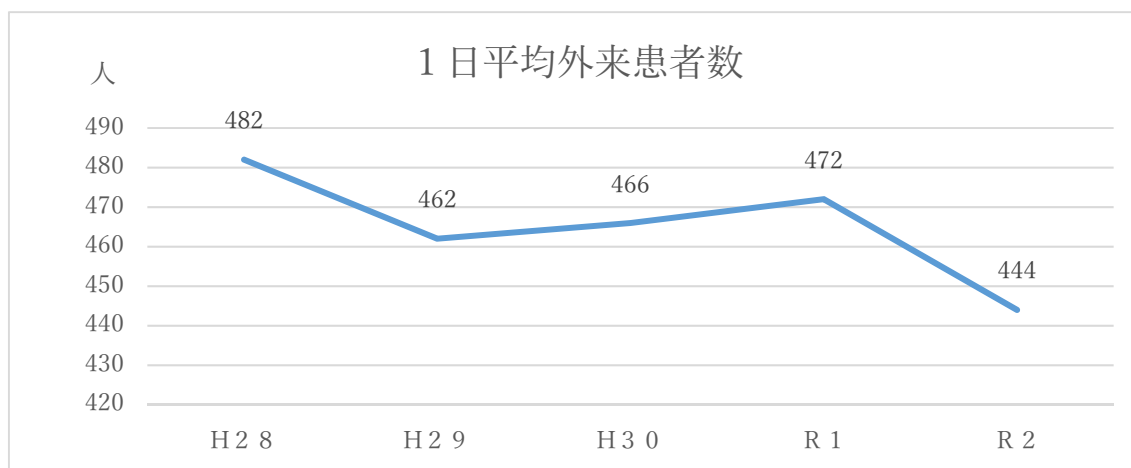
平均在院数は、近年では19日以上となっており、入院日数は長期化傾向にある。



※病院年報 (H28～R2)

### イ 外来患者の状況

外来患者数は、1日あたり約480人から約440人まで減少している。



※病院年報 (H28～R2)

### 第Ⅲ章 医療機関相互の機能分担と連携

#### 1. 疾病対策別等の医療連携体制の充実

##### ① がん

珠洲市総合病院は、手術療法および化学療法は行えるものの放射線療法が行える体制にはなく、がん診療連携拠点病院等との連携で対応している。

今後も、生活習慣が健康に及ぼす影響や、がんに関する正しい知識の啓発とがん集団検診の受診率向上を図り、予防と早期発見に努めるとともに、がん診療連携拠点病院等との一層の連携強化に努める。

##### ② 脳卒中

珠洲市総合病院は、能登北部医療圏で唯一の脳神経外科医が常勤する病院であり、緊急手術や顕微鏡手術・血管内手術・t-P A治療（血栓溶解療法）にも対応している。在宅に戻られてからも、訪問診療や訪問看護・訪問リハビリと一環したサポート体制をとっている。また、従来から確立してきた地域での医療・介護・福祉の連携に加えて、平成20年度からは「能登脳卒中地域連携パス」に参加するなど、急性期から回復期、維持期に至る質の高い医療福祉体制を構築しており、引き続き関係機関との連携維持に努める。

##### ③ 急性心筋梗塞

珠洲市総合病院には、常勤医はおらず週1日派遣医で対応しているが、P C I（経皮的冠動脈ステント留置術）等の手術に対応できないため、救急搬送された患者は、心肺蘇生や自動体外除細動器（A E D）等による救急救命ののち、他医療圏域の病院との連携で対応している。引き続き関係医療機関との連携維持に努める。

#### ④ 糖尿病

運動不足や食生活の変化、ストレス増加などの生活習慣の変化等により、糖尿病は増加傾向にある。珠洲市総合病院には、糖尿病専門医が常勤し、糖尿病の早期発見、生活習慣病の改善を目的とした教育入院を行っている。また、地域の医療機関・保健師等との連携により、糖尿病重症化予防にも取り組んでいる。

糖尿病専門医と地域の医療機関、保健師等の連携により、医療連携体制の強化を図るとともに、生活習慣の改善に関する教育、啓発活動の強化を図る。

また、糖尿病患者の中には、治療中断する場合も多いことから、特定健診・保健指導等を通じて、未治療者や治療中断者に対する受診勧奨等のフォローアップに努める。

#### ⑤ 精神疾患

近年職場におけるうつ病患者の増加や高齢化による認知症患者の増加等により、精神疾患の患者数が増加傾向にある。精神疾患は住民に広く関わる疾患となっており、急性期から慢性期まで患者の状態に応じた医療提供体制が求められている。珠洲市総合病院では、精神科は週に3日の非常勤医師が担当している。また、当医療圏域内には精神疾患の入院施設はなく、圏域外の施設に依存している。

### 2. 個別事業への対応

#### ① 救急医療

二次救急の救急告示医療機関として、365日24時間の救急体制をとっている。時間外患者数は減少傾向にあるものの、年間3,000件前後の時間外患者が来院している。また、そのうち、救急車により搬入される患者は600件前後。

医師1名・看護師2名等の体制で宿日直を行っており、専門的な治療には、医師・スタッフのオンコール体制をとっている。

「市民の心の支え」となる中核病院として「安心と信頼の地域医療」を提供し続けるためにも、1人でも多くの医師の確保を図り医師の過重な労働環境を改善するように努め、患者には受診モラルの徹底を呼びかけていく。

## ② 小児医療

常勤1名の小児科医が外来対応に加え、地域における小児患者の入院にも対応している。

診療のほか、予防接種や乳・幼児検診、育児相談も精力的に行っている。

「市民の心の支え」となる中核病院として「安心と信頼の地域医療」を提供し続けるためにも、小児の急病時の対処法についてわかりやすく解説した広報を行うなど、情報発信に努めるとともに、患者には受診モラルの徹底を呼びかけていく。

## ③ 周産期医療

現在、非常勤医師による週1回の外来診療と、助産師による助産師外来で対応している。また、分娩については、助産師による院内助産を行っている。過疎化の影響に加え、常勤医がいないことから、当院での出産数は減少している。

B F H認定病院として、母乳育児の推進と母児同室、カンガルーケアの導入など「赤ちゃんにやさしい病院」として取り組みを行っている。

院内での母乳育児推進に留まらず、保健師と連携した「健やか親子21」への取り組みや、地域全体での母乳育児の推進に取り組んでいる。

## ④ 災害医療

災害拠点病院として指定を受け、災害発生時には、被災地からの傷病者の受入れ拠点となる。また、被災地からの搬送先として傷病者を受け入れる体制を確保しつつ、ヘリコプターでの患者搬送にも対応している。年2回行っている院内災害避難訓練や地域公共施設での防災訓練など、大規模災害を想定した訓練にも積極的に取り組んでいる。また、DMATを組織し、医療圏域を越えて全国的な災害支援にも対応している。

トリアージや災害医療の研修・訓練を重ね、災害医療体制の充実を図る。

## ⑤ ヘキ地医療

へき地医療拠点病院として指定を受け、公共交通の脆弱な過疎・へき地における地域医療の確保・充実に努めている。へき地診療所において毎週２回の診療を行うほか、毎週１回の巡回診療も行っている。また、へき地医療拠点病院支援システムとして、金沢大学附属病院等の支援を受け、胸部等のＣＴ／ＭＲＩ画像の伝送を行っている。

幅広い分野の診療に総合的に対応できる医師の確保に努める。

## ⑥ 新興感染症等に対応する医療

感染防護具等の備蓄、感染管理の専門人材の育成や院内感染対策の徹底などを継続的に取り組む。また、感染拡大時には、病棟切り替え等での感染症患者の受け入れ体制の整備や人材の確保など、限られた医療資源を最大限に活用し、感染拡大防止に努める。

新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）に対しても、検査体制の強化や発熱外来の常設など、地域住民が安心して暮らせるよう医療体制の継続的な整備に努めるとともに、国及び県からの病床確保要請にも可能な限り対応する。

## ⑦ 在宅医療

高齢化の加速により、長期にわたる療養や介護を必要とする慢性疾患患者が増加しており、患者の生活の質（ＱＯＬ）を重視した在宅医療に対するニーズが高まっている。珠洲市総合病院は、在宅療養支援病院として、在宅の患者が安心して生活できるよう、常時訪問診療・訪問看護の提供が可能な体制を確保している。

一方で、在宅での介護が困難となり施設入所等を選択する高齢者が増加し、在宅での医療系サービスの需要が減少してきている。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムにより、地域における医療及び介護を総合的に確保するよう努める。

## 第Ⅳ章 経営改革の視点

### 1. 一般会計負担の考え方

病院経営上の経費のうち、その性質上、珠洲市総合病院の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、また、珠洲市総合病院の性格上能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費について、一般会計等において応分の負担を行うべきものである。

- ◇病院の建設改良に要する経費
- ◇へき地医療の確保に要する経費
- ◇不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費
- ◇結核医療に要する経費
- ◇リハビリテーション医療に要する経費
- ◇周産期医療に要する経費
- ◇小児医療に要する経費
- ◇救急医療の確保に要する経費
- ◇経営基盤強化対策に要する経費

### 2. 経営の効率化

安定した経営の下で良質な医療を継続して提供するため、医師をはじめ、医療スタッフを適切に配置し、必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、診療報酬制度に適切に対応しながら、施設基準等による加算取得に取り組むことにより、さらなる経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指す。

また、医療現場と医療事務、事務局等の情報共有と相互連携により、診療報酬にかかる請求漏れの防止、審査機関における査定への対応、未収金の発生防止及び督促等の取り組みを強化し、診療報酬の適切な確保に努める。

### (1) 経営指標にかかる「数値目標」の設定

経営収支分岐点を目指して、病床利用率のアップや診療充実による1人あたりの診療単価のアップ等を目標とする。

| 項 目                 |    | 令和元年                   | 令和2年   | 目標数値      |
|---------------------|----|------------------------|--------|-----------|
| ①経常収支比率(%)          |    | 101.6                  | 106.0  | 100%以上    |
| ②職員給与費比率(%)         |    | 46.8                   | 48.4   | 50%以下     |
| ③病床利用率(%)           |    | 74.0                   | 66.9   | 72%以上     |
| ④診療単価<br>患者1人あたり(円) | 外来 | 16,642                 | 17,576 | 17,000円以上 |
|                     | 入院 | 35,094                 | 37,352 | 35,000円以上 |
| ⑤医療機能の確保            |    | 救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療等 |        |           |

## 3. 経営改善の取り組みの概要

### (1) 経営基盤の確立

| 項 目            | 具 体 的 な 内 容                                      |
|----------------|--------------------------------------------------|
| ①経営体制の効率化      |                                                  |
| 病棟運営体制<br>の見直し | 急性期、回復期、地域包括等、病棟ごとの目的を明確にし、機能分化を推進する。            |
|                | 社会のニーズに応じてレスパイト入院を積極的に受け入れる。                     |
|                | 新興感染症等の流行に対し、迅速に病棟の切り替え等を行えるよう備える。               |
| 医薬品の検討         | 薬事委員会でジェネリック比率を高めるための検討体制を構築し、ジェネリック薬品の使用割合を増やす。 |
| 診療報酬改定への対応     | 収入増加よりも収益増加を意識した対応の検討。                           |

| 項 目            | 具 体 的 な 内 容                                   |
|----------------|-----------------------------------------------|
| ②医療スタッフの充足     |                                               |
| 医師の確保          | 金沢大学医学類特別枠の医師を受け入れるなど、大学や県との連携により医師を確保する。     |
| 医療スタッフの確保      | 医療職を目指す学生に対する修学資金助成制度を継続し、安定的な人材確保を図る。        |
|                | ワークライフバランスの実現に向け、職員がやりがいを感じ、働きやすい職場環境の確保に努める。 |
| 医療スタッフのキャリアアップ | 医療サービスの向上に向けた職員の資格取得の推進と活用。タスクシフティングの実現。      |

| 項 目                     | 具 体 的 な 内 容                                |
|-------------------------|--------------------------------------------|
| ③再編・ネットワーク化への検討と地域連携の強化 |                                            |
| 連携業務の強化                 | 高齢者等を、他の医療機関・介護・福祉事業者と連携し、地域全体で支える体制を構築する。 |
|                         | 広域にわたる医療機能の再編・ネットワーク化の検討に向け、関係団体との協議を進める。  |
| 訪問看護の強化                 | 在宅の患者が安心して生活できるよう、常時訪問医療・訪問看護の提供体制の強化を図る。  |

#### 4. 働き方改革

働き方改革については、医療機関における全病院スタッフに対して、ワークライフバランスを考慮した運営とする必要があると考えており、そのことを踏まえて医療従事者の確保に努める。

特に医師の働き方改革については、令和6年3月末までに「時間外労働の上限規制」等の課題に対応しなければならないため、働き方改革検討委員会において検討を重ねていき、適正な体制構築に努める。

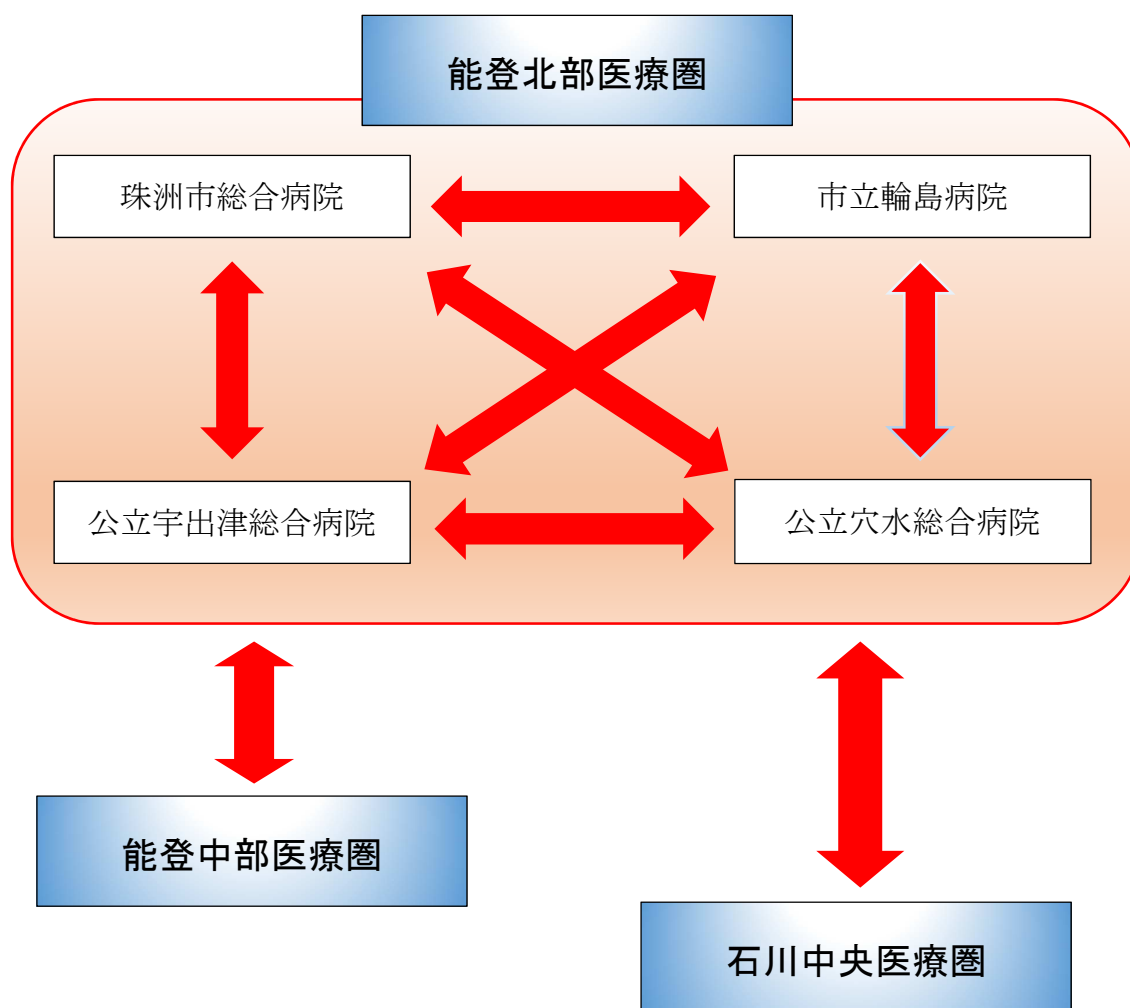
## 第Ⅴ章 再編・ネットワーク化の視点

### 1. 能登北部医療圏域内における再編・ネットワーク化の方向性

過疎と少子化に起因する人口減少による外来患者・入院患者の減少傾向が進む中で、病床利用率の低下に伴い病院経営が悪化している。また、医師・看護師等の不足により、すべての病院が従来どおりの診療科を維持しつづけることは難しい状況となってきた。

しかし、現状の4公立病院体制の維持が困難な状況になりつつも、公共交通体系が脆弱な能登北部医療圏域内においては、病院の整理統合による地域の医療機関の欠落は絶対にあってはならない。

当面は、珠洲市総合病院における脳神経外科や市立輪島病院における産婦人科のように、それぞれの病院における機能分担や医師の相互派遣による診療科の維持といった、連携・ネットワークのさらなる強化が必要である。



## 第Ⅵ章 経営形態の見直しの視点

### 1. 経営形態の見直しの検討

現在の当院経営形態は、法の一部適用団体となっており、法の規定のうち財務規定のみの適用となっている。他の経営形態への見直しは、現在提供している医療サービスの質の低下や人件費の増加の可能性もある。当院は、現時点で経営形態の見直しは適切ではないと判断する。

なお、今後の医療を取り巻く環境の変化や経営形態に関する問題が生じた際には見直しを検討していく。

| 経営形態         | 不適用理由                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地方公営企業法の全部適用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・病院を管理する事業管理者を確保する必要がある。（院長兼務となった場合、管理業の負担増加が見込まれる。また、事業管理者に相応しい人材の確保が必要となる。）</li><li>・事業管理者に人事、予算権限が付与されるが、地方独立行政法人と比較すると、議会承認が必要になるとともに権限の範囲が狭く、抜本的な改善にはなり得ない。</li><li>・病院単独で人事、労務管理を行うことから、管理及び事務部門の人件費の増額につながるが見込まれる。</li></ul> |
| 地方独立行政法人化    | <ul style="list-style-type: none"><li>・地方独立行政法人の長である理事長となり得る人材を確保する必要がある。（院長兼務となった場合、管理業の負担増加が見込まれる。）</li><li>・市から独立することによる給与体系の検討、規程の策定など事務負担の増加が見込まれる。</li></ul>                                                                                                        |
| 指定管理者制度の導入   | <ul style="list-style-type: none"><li>・不採算医療の見直しによる医療水準の低下の可能性が見込まれる。</li><li>・市の職員としての雇用は見直され、新たに指定管理者の職員として雇用契約を結び直すことになり、職員の処遇に関する整理が大きな課題となる。</li></ul>                                                                                                               |
| 民間譲渡         | <ul style="list-style-type: none"><li>・不採算医療の見直しによる医療水準の低下の可能性はある。</li></ul>                                                                                                                                                                                              |

## 第Ⅶ章 医療・介護連携の必要性と地域包括ケアシステムの中での役割

### 1. 地域包括ケアシステムの中での病院の役割

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指している。また、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要である。

珠洲市においては、高齢化率は今後も上昇していくものの、高齢者数自体は徐々に減少していくものと推計されている。そうした中においても要介護認定者数は横ばい傾向が継続し、また、在宅介護力の弱い独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくことが見込まれるため、地域包括ケアシステムの推進に向け、地域包括支援センターや地域の医師会との連携強化に努めていく。

珠洲市総合病院の果たすべき役割としては、救急医療から高度医療、リハビリテーション、在宅等の医療を提供しながら、当院で提供できない医療は他の医療機関と緊密な連携を行い、市民に切れ目のない医療を提供することで、地域包括ケアシステムを医療分野から支える中核的な役割を果たしていく。

## 第Ⅷ章 点検・評価・公表

本プランにおいて設定した各種指標の達成状況は、各年度の進捗管理の中で点検を行う。

「新公立病院改革ガイドライン」の取扱いについて、新たな方針が示された場合や地域医療構想が見直された場合、本プランの見直しが必要と判断した場合には、記載項目について見直しを行う。また、本プランを見直した場合は、速やかにその旨を公表する。

点検等の結果については、珠洲市総合病院運営協議会で審議し、ホームページ等において公表する。

## 収支計画（収益的収支）

（単位：百万円、％）

| 年度               |                                                               | 30年度<br>(決算) | 元年度<br>(決算) | 2年度<br>(決算) | 3年度<br>(見込) | 4年度<br>(見込) | 5年度<br>(見込) | 6年度<br>(見込) | 7年度<br>(見込) |
|------------------|---------------------------------------------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区 分              |                                                               |              |             |             |             |             |             |             |             |
| 収<br>入           | 1. 医 業 収 益 a                                                  | 3,331        | 3,600       | 3,519       | 3,505       | 3,471       | 3,437       | 3,397       | 3,358       |
|                  | (1) 料 金 収 入                                                   | 3,184        | 3,452       | 3,390       | 3,349       | 3,316       | 3,284       | 3,246       | 3,208       |
|                  | (2) そ の 他                                                     | 147          | 148         | 129         | 156         | 154         | 153         | 151         | 150         |
|                  | うち 他 会 計 負 担 金                                                | 45           | 45          | 44          | 45          | 45          | 45          | 45          | 45          |
|                  | 2. 医 業 外 収 益                                                  | 395          | 518         | 685         | 429         | 433         | 438         | 442         | 446         |
|                  | (1) 他 会 計 負 担 金                                               | 89           | 108         | 120         | 114         | 115         | 116         | 117         | 119         |
|                  | (2) 他 会 計 補 助 金                                               | 86           | 80          | 79          | 87          | 88          | 89          | 90          | 91          |
|                  | (3) 国（県）補 助 金                                                 | 14           | 18          | 232         | 12          | 12          | 12          | 12          | 12          |
|                  | (4) 長 期 前 受 金 戻 入                                             | 148          | 249         | 189         | 168         | 170         | 171         | 173         | 175         |
|                  | (5) そ の 他                                                     | 58           | 63          | 65          | 48          | 48          | 49          | 49          | 50          |
|                  | 経 常 収 益 (A)                                                   | 3,726        | 4,118       | 4,204       | 3,934       | 3,904       | 3,875       | 3,839       | 3,804       |
|                  | 1. 医 業 費 用 b                                                  | 3,580        | 3,821       | 3,728       | 3,782       | 3,710       | 3,663       | 3,622       | 3,594       |
|                  | (1) 職 員 給 与 費                                                 | 1,655        | 1,686       | 1,703       | 1,800       | 1,753       | 1,712       | 1,677       | 1,649       |
|                  | (2) 材 料 費                                                     | 1,221        | 1,312       | 1,329       | 1,237       | 1,212       | 1,206       | 1,200       | 1,200       |
| 支<br>出           | (3) 経 費                                                       | 506          | 504         | 468         | 480         | 482         | 485         | 487         | 490         |
|                  | (4) 減 価 償 却 費                                                 | 189          | 187         | 220         | 227         | 225         | 222         | 220         | 218         |
|                  | (5) そ の 他                                                     | 9            | 132         | 8           | 38          | 38          | 37          | 37          | 37          |
|                  | 2. 医 業 外 費 用                                                  | 218          | 230         | 240         | 194         | 184         | 176         | 170         | 165         |
|                  | (1) 支 払 利 息                                                   | 87           | 78          | 69          | 60          | 54          | 49          | 44          | 39          |
|                  | (2) そ の 他                                                     | 131          | 152         | 172         | 134         | 130         | 127         | 126         | 126         |
|                  | 経 常 費 用 (B)                                                   | 3,798        | 4,051       | 3,968       | 3,976       | 3,894       | 3,839       | 3,791       | 3,759       |
|                  | 経 常 損 益 (A)-(B) (C)                                           | △ 72         | 67          | 236         | △ 42        | 10          | 36          | 48          | 45          |
|                  | 特 別 利 益 (D)                                                   | 0            | 5           | 5           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                  | 特 別 損 失 (E)                                                   | 1            | 0           | 1           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                  | 特 別 損 益 (D)-(E) (F)                                           | △ 1          | 5           | 4           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                  | 純 損 益 (C)+(F)                                                 | △ 73         | 72          | 240         | △ 42        | 10          | 36          | 48          | 45          |
|                  | 累 積 欠 損 金 (G)                                                 | 1,025        | 955         | 715         | 755         | 745         | 709         | 661         | 616         |
|                  | 流 動 資 産 (7)                                                   | 2,011        | 2,313       | 2,219       | 1,829       | 1,792       | 1,774       | 1,757       | 1,739       |
| 不<br>良<br>債<br>務 | 流 動 負 債 (4)                                                   | 762          | 1,145       | 976         | 980         | 970         | 951         | 932         | 913         |
|                  | うち 一 時 借 入 金                                                  | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                  | 翌 年 度 繰 越 財 源 (7)                                             | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                  | 当 年 度 許 可 債 で 未 借 入<br>又 は 未 発 行 の 額 (I)                      | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                  | 不 良 債 務 差 引<br>{(4)-(I)}-{(7)-(7)}                            | △ 1,249      | △ 1,168     | △ 1,243     | △ 849       | △ 822       | △ 824       | △ 825       | △ 826       |
|                  | 経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$                      | 98.1         | 101.7       | 105.9       | 98.9        | 100.3       | 100.9       | 101.3       | 101.2       |
|                  | 不 良 債 務 比 率 $\frac{(I)}{a} \times 100$                        | △ 37.5       | △ 32.4      | △ 35.3      | △ 24.2      | △ 23.7      | △ 24.0      | △ 24.3      | △ 24.6      |
|                  | 医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$                          | 93.0         | 94.2        | 94.4        | 92.7        | 93.5        | 93.8        | 93.8        | 93.4        |
|                  | 職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$              | 49.7         | 46.8        | 48.4        | 51.4        | 50.5        | 49.8        | 49.4        | 49.1        |
|                  | 地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項<br>に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (H) | △ 1,249      | △ 1,168     | △ 1,243     | △ 849       | △ 822       | △ 824       | △ 825       | △ 826       |
|                  | 資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$                        | △ 37.5       | △ 32.4      | △ 35.3      | △ 24.2      | △ 23.7      | △ 24.0      | △ 24.3      | △ 24.6      |
|                  | 病 床 利 用 率                                                     | 56.0         | 74.0        | 66.9        | 72.0        | 72.0        | 72.0        | 72.0        | 72.0        |

## 収支計画（資本的収支）

（単位：百万円、％）

| 年度                    |                                          | 30年度<br>(決算) | 元年度<br>(決算) | 2年度<br>(決算) | 3年度<br>(見込) | 4年度<br>(見込) | 5年度<br>(見込) | 6年度<br>(見込) | 7年度<br>(見込) |
|-----------------------|------------------------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区 分                   |                                          |              |             |             |             |             |             |             |             |
| 収<br>入                | 1. 企 業 債                                 | 99           | 392         | 92          | 112         | 193         | 293         | 100         | 100         |
|                       | 2. 他 会 計 出 資 金                           | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 3. 他 会 計 負 担 金                           | 279          | 288         | 294         | 347         | 340         | 374         | 393         | 385         |
|                       | 4. 他 会 計 借 入 金                           | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 5. 他 会 計 補 助 金                           | 1            | 3           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 6. 国（県）補 助 金                             | 7            | 39          | 62          | 22          | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 7. そ の 他                                 | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 収 入 計 (a)                                | 386          | 722         | 448         | 481         | 533         | 667         | 493         | 485         |
|                       | うち翌年度へ繰り越される<br>支 出 の 財 源 充 当 額 (b)      | 0            | 0           | 20          | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 前年度同意等債で当年度借入分 (c)                       | 0            | 0           | 0           | 20          | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 純計(a)－{(b)+(c)} (A)                      | 386          | 722         | 428         | 501         | 533         | 667         | 493         | 485         |
| 支<br>出                | 1. 建 設 改 良 費                             | 142          | 494         | 129         | 154         | 193         | 293         | 100         | 100         |
|                       | 2. 企 業 債 償 還 金                           | 411          | 435         | 447         | 535         | 524         | 576         | 605         | 593         |
|                       | 3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金                 | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 4. そ の 他                                 | 2            | 2           | 3           | 4           | 4           | 4           | 4           | 4           |
|                       | 支 出 計 (B)                                | 555          | 931         | 579         | 693         | 721         | 873         | 709         | 697         |
|                       | 差 引 不 足 額 (B)－(A) (C)                    | 169          | 209         | 151         | 192         | 188         | 206         | 216         | 212         |
| 補<br>て<br>ん<br>財<br>源 | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金                       | 169          | 205         | 131         | 192         | 188         | 206         | 216         | 212         |
|                       | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額                       | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 3. 繰 越 工 事 資 金                           | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 4. そ の 他                                 | 0            | 4           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 計 (D)                                    | 169          | 209         | 131         | 192         | 188         | 206         | 216         | 212         |
|                       | 補てん財源不足額 (C)－(D) (E)                     | 0            | 0           | 20          | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                       | 当 年 度 許 可 債 で 未 借 入<br>又 は 未 発 行 の 額 (F) | 0            | 0           | 20          | 0           |             |             |             |             |
|                       | 実 質 財 源 不 足 額 (E)－(F)                    | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

## 一般会計等からの繰入金の見通し

（単位：百万円）

|           | 30年度<br>(決算) | 元年度<br>(決算) | 2年度<br>(決算) | 3年度<br>(見込) | 4年度<br>(見込) | 5年度<br>(見込) | 6年度<br>(見込) | 7年度<br>(見込) |
|-----------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 収 益 的 収 支 | (7)<br>220   | (5)<br>237  | (5)<br>248  | (5)<br>249  | (5)<br>247  | (5)<br>244  | (5)<br>242  | (5)<br>239  |
| 資 本 的 収 支 | (1)<br>280   | (3)<br>291  | (43)<br>337 | (0)<br>344  | (0)<br>347  | (0)<br>340  | (0)<br>333  | (0)<br>327  |
| 合 計       | (8)<br>500   | (8)<br>528  | (48)<br>585 | (5)<br>593  | (5)<br>594  | (5)<br>584  | (5)<br>575  | (5)<br>566  |

(注)

1 ( )内はうち基準外繰入金額。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。